

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

インドネシア質問状原稿(0917)_裁判所

<裁判所への質問>

【1】訴訟に関する質問

I. 組織・体制

103.(1) 裁判制度の組織をご教授ください。

104.(2) インドネシアの最高裁判所、5つの商務裁判所の人数をご教授ください。

その中で、知的財産に携わる人数がわかりましたらご教授ください。

II. 統計データ

105.(3) インドネシアにおける知的財産権侵害事件の過去5年の統計データをご教示ください。

分野別、地域別(5つの商務裁判所)、刑事事件と民事事件の区別、取消・無効・損害賠償・差止の請求の区別について詳細にご教授いただけるとありがたい。

106.(4) 司法省(Ministry of Justice)が裁判に関する情報を公開する動きあると伺っているが、どのような状況をご教授ください。

III. 手続き

107.(5) 刑事訴訟の場合、原告は検察ですか。検察が原告となる場合、権利者が刑事訴訟に関与することはありますか。

108.(6) 在外者(日本人)が原告となる場合、どこの裁判所で訴訟をする必要がありますか。また、被告となる場合はどうでしょうか。

109.(7) 商事裁判所の判決に不服のある場合、誰に対して判決破棄請求ができますか。また、判決破棄請求後の手続きの流れについてご教授ください。

110.(8) 判決破棄請求に関して最高裁判所の確定判決に不服のある場合、誰に再審を請求することができますか。また、再審請求後の手続きの流れについてご教授ください。

111.(9) 再審請求事由についてご教授ください。

112.(10) 無効の抗弁は特許権侵害訴訟の手続き中で主張することは可能でしょうか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

113.(11) 特許権侵害訴訟とは別に特許取消訴訟を提起した場合、特許取消訴訟の判断がされるまで、特許権侵害訴訟は中止されますか。

114.(12) 特許権侵害訴訟が係属中の特許権に関する取消訴訟は急ぎ判決されるよう考慮されますか。

IV. 損害賠償

115.(13) 特許権等の損害賠償請求に関する訴訟ができなくなるのは侵害行為が発生してからいつまででしょうか。(損害賠償請求権の時効は侵害行為発生からいつまででしょうか)

116.(14) 特許権等の損害賠償請求に関する訴訟ができなくなるのは特許権消滅後いつまででしょうか。(損害賠償請求権の時効は特許権消滅からいつまででしょうか。)

117.(15) 知的財産権訴訟でこれまでの最大損害賠償額案件についてご教授ください。また、特許権、意匠権、商標権、著作権において一般的な損害賠償額はいくらでしょうか。

V. 職務発明

118.(16) 発明の帰属、職務発明対価争い等、発明者対会社のような争い例はありますか。

VI. 刑事訴訟と民事訴訟との連携

119.(17) 刑事訴訟中に損害賠償請求訴訟(民事訴訟)が提起された場合、刑事訴訟が中止されますか。中止される場合、民事訴訟の判決が早くなされるよう訴訟指揮がなされますか。また、中止は長期間でも可能でしょうか。

120.(18) 刑事捜査で集めた証拠を民事訴訟で用いることは可能でしょうか。

【2】先使用に関する質問

I. 関連法、規則及び実施行為について

31.(19) 先使用証明手続きのための政令がございましたら、その内容(例えば、外国での行為、輸出入が先使用に該当するかどうか等)や英訳文をご教示ください。また、第15条にいう「先使用者証明書」取得のための手続きを教えてください。

32.(20) もし制定がまだでしたら、制定される見込みや時期がおわかりでしょうか。また、政令が決まるまで、どのような手続きを経て制定されるのかご教示ください。さらに、先使用申請手続きのための政令案等ご存知でしたら、概要、骨子のみでも教えていただけないでしょうか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

II. 実施行為について

33.(21) 先使用权が認められるためには、インドネシアで出願をしていない善意の使用者による実施行為が該当するとの認識ですが、実施行為に、外国での実施は含まれますか。それともインドネシア国内のみでの行為のみでしょうか。

34.(22) 外国での実施行為に対してインドネシアの先使用权が認められる場合、当該先使用权を主張するために必要な書類、および当該書類を用いた手続きをそれぞれ具体的に御教授ねがいます。

35.(23) 特許法第 16 条、19 条には輸入が特許権者の権利とされています。先使用において、輸入行為は実施として認められますか。また、輸出行為についてはいかがでしょうか。

III. 先使用証拠確保の手法について

36.(24) 日本では公証役場で確定日付という手続きがあります。その手続き時点にて、その書面が存在した証明となり、先使用証拠として有効と考えられています。インドネシアにおいても同様に書面存在の日付を確定するための手続きはありますか。確定するための手続きがありましたら、具体的にご教授ねがいます。

37.(25) 先使用に関し、民法規定等に関連する条項はありますか。あれば、具体的に条項番号などをご教授ねがいます。

38.(26) 上記の書面存在の日付を確定するための手続きがインドネシアに存在する場合、当該手続きは、日本と同じように先使用証明のための有力な証拠となると考えられないでしょうか。

39.(27) 日本では電子書面に日時を記載するタイムスタンプ押印が民間により行われています。インドネシアでもタイムスタンプをした書面が、その時点で存在した書面として有効と考えられますか。

40.(28) 事業実施の証拠保全方法について、インドネシアにおいて、公証人に証拠保全を依頼する場合、公証人を介して証拠保全を行う方法として推奨する方法があればご教授ねがいます。

41.(29) タイムスタンプを含め、公証人以外の方法で、先使用权確保を目的に証拠保全を行うための有効なアプローチがあればご教授ねがいます。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

IV. その他

42.(30) 先使用权について争いとなった事例があったらご教示ください。特に外国企業が当事者となった事例があればご教示ください。

43.(31) 営業秘密の保護について：先使用は製造ノウハウ等、営業秘密に該当すると思います。インドネシアでは、営業秘密法がありますが、どのように保護されるのでしょうか。営業秘密法に基づき、営業秘密を守ることができる場合、営業秘密に該当する条件をご教授ねがいます。